

## 議案第66号

### 北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和3年11月30日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

### 北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第34号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同号アを削り、同号イ中「第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」を「（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれら」に改め、同号イ（ア）及び（イ）を次のように改める。

(ア) 一戸建ての住宅

a 新築の場合 8,000円

b 増築又は改築の場合 13,000円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）

a 新築の場合 17,000円

b 増築又は改築の場合 25,000円

第2条第1項第34号中イをアとし、同号ウ中「又はイ」を削り、同号ウ（イ）を次のように改める。

(イ) 共同住宅等

a 新築の場合 127,000円

b 増築又は改築の場合 194,000円

第2条第1項第34号ウを同号イとし、同項第35号中「前号アからウまで」を「前号ア又はイ」に、「アからウまで」を「ア又はイ」に改め、同項第36号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「譲受人」を「住宅の譲受人」に、「場合」を「場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項第34号の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第2条第1項第34号ア（イ）中「21,000円を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「21,000円」とする。